

## 各区交流スポーツ大会事業要綱

制 定 平成 7年5月30日

最近改正 令和 3年4月 1日

### (目的)

第1条 各区相互間のスポーツ交流大会を通して加盟地域団体（以下、「地域団体」という。）と各競技団体（以下、「競技団体」という。）の連携・協力を密にし、もって生涯スポーツの普及・振興の促進を図ることを目的とする。

### (対象事業)

第2条 対象事業は、次の要件を備えた事業とする。

- (1) 実施種目は、横浜市スポーツ協会（以下、「協会」という。）加盟の種目とすること
- (2) 参加対象者は、原則として区内在住・在勤の社会人とし、競技団体が作成する実施要項による
- (3) 大会は、地域団体が選手選考をし、区を単位としたチーム戦とすること
- (4) 協会と実施団体の共催とすること

### (申請方法)

第3条 競技団体は、提出期限までに次の関係書類を添えて協会会長に提出するものとする。

- (1) 各区交流スポーツ大会事業実施申請書（様式1）
- (2) 競技実施要項（案）
- (3) その他、実施プログラム等競技実施に伴う資料

### (助成)

第4条 当協会の予算範囲内で申請団体に助成することができる。

2 前項により、助成を受けようとする団体は、助成金交付申請・収支予算書（様式2）を提出する。

### (審査・決定)

第5条 競技団体から申請されたものは、必要に応じ区体協代表者会議から意見を聴取する。

2 協会会長は、申請内容を審査し、対象事業と認めた場合は決定を通知する。

### (事業報告)

第6条 競技団体は、当該事業終了後1カ月以内に、次の関係書類を添えて、協会会長に提出しなければならない。

- (1) 各区交流スポーツ大会補助事業完了報告書（様式3）
- (2) 競技実施要項
- (3) その他、当日プログラム等競技実施に伴う資料

2 助成を受けた団体は、事業完了報告・収支決算書（様式4）を提出する。

### (実施要項)

第7条 この要綱以外のものについては、競技団体が作成する実施要項による。

### (その他)

第8条 協会は、実施内容が申請内容と異なる場合には決定を取り消し、助成金の返還を求めることができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 7 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 24 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は平成 26 年 1 月 15 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。